

2024年(令和6年)6月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 変更になります。

○入院時の食事代は、診察や薬代などの費用とは別に
下記金額が自己負担として必要です。

| 70歳未満 | 70歳以上 | 標準負担額（1食あたり） | |
|-------------------|----------------|------------------|------------|
| | | 令和6年5月31日まで | 令和6年6月1日から |
| ○一般 | ○一般 | 460円 | ➡ 490円 |
| | | 指定難病患者 | |
| | | 260円 | ➡ 280円 |
| ○低所得者 (住民税非課税) | ○低所得者Ⅱ (※1) | 過去1年間の入院期間が90日以内 | |
| | | 210円 | ➡ 230円 |
| | | 過去1年間の入院期間が90日以上 | |
| 該当なし | ○低所得者Ⅰ (※1) | 160円 | ➡ 180円 |
| | | 100円 | ➡ 110円 |

【入院時1食あたりの負担額】

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を
差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。